

五泉市地域計画の案に対する意見書の提出について

五泉市公告第 14 号で公告の地域計画の案について、利害関係人は、令和 8 年 3 月 27 日（注：縦覧期間満了の日）までに、下記により五泉市に意見書を提出することができます。

なお、利害関係人とは、各地区における農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向のある者などです。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

| | |
|-------|--|
| | 五泉市農林課 |
| 所在地 | 〒959-1692 五泉市太田 1 0 9 4 番地 1 |
| 電話 | 0 2 5 0 - 4 3 - 3 9 1 1（問い合わせ用） |
| F A X | 0 2 5 0 - 4 3 - 0 3 9 0 |
| Eメール | nourin@city.gosen.lg.jp |

2 意見書の提出に当たっての注意事項

(1) 提出方法

前記 1 の窓口への持参又は郵便によることとし、インターネット、ファックスのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話や口頭での意見は受け付けません。
※縦覧期間満了の日以降に提出された意見書は受付不可。

(2) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、連絡先を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載してください。
なお、意見書には、「地域計画案の地区名」を必ず明記してください。

(3) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(4) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長通知）第11の6の規定により、提出された意見書の要旨、提出数及びその処理結果を公表します。

(5) その他

五泉市地域計画の案以外に対して意見書の提出はできません。